

## 障害者虐待防止 事前質疑

「養護者からの虐待」について、精神障害者等で両親と同居しているが、身体的にも経済的にも両親から支援を受けていない場合、両親は「養護者」となるのか。

また、両親と障害者それぞれが暴言を言っているが、障害者が傷ついたらと訴えた場合、虐待の判断についてアドバイスをお願いしたい。

使用者による虐待について、2年以上経過してから経済的虐待事案についての結果通知が来たが、それくらい時間がかかるものだという認識を持っておいたほうが良いのか。

また、労働局による権限行使に対して被虐待者が不服を申し立てることができるのか、そのような事案があるのか、お聞きしたい。

障害者虐待防止法第2条第3項で、養護者は「障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、同居の有無にかかわらず、障害者の身の回りの世話や身体介助、金銭の管理等を行っている者が該当すると考えられる。

御質問のケースの詳細は不明だが、親族が「養護者」に該当するか否かを判断する場合は、放棄・放置（ネグレクト）の可能性もあることから、現に支援を受けていなくても、障害の程度や本人の生活状況等を把握し、親族間の互助義務（民法第730条）や扶養義務者（民法第877条）の視点も踏まえて、親族からの支援の必要性について客観的に判断する必要があると考える。

障害者虐待防止法第2条第6項第1号ハで、心理的虐待は「障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されている。このため、障害者からの傷ついたらという訴えのみで心理的虐待と判断するのではなく、事実関係を確認した上で、客観的状況に基づいて判断する必要がある。

なお、心理的虐待は「著しい」暴言等に該当するかどうかを判断する必要があるが、障害の程度によっては「著しい」の判断に配慮が必要であると考えている。

### ○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第2条 略

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

### ○ 民法

（親族間の扶け合い）

第730条 直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない。

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

労働局から送付された情報提供書を確認すると、労働局においては、通報受理から権限行使まで早いもので当日、時間がかかっているケースでは半年以上かかっているケースがある。

また、権限行使（権限を行使しなかったものについては相談終了の判断）後、県への情報提供まで早いもので2週間、遅いものでは1年を超えているものもある。

このため、通報受理から情報提供まで時間がかかるかどうかは、ケースによると考えている。

行政不服審査法に基づく不服申し立てについては、権限行使（の結果）が行政処分に該当する必要がある。（例えば、労働基準法による是正勧告は、行政指導であり行政処分ではない。）

権限行使（の結果）が行政処分に該当する場合には、被虐待者が不服申立人の適格を有するかどうかが問題となる。

行政不服審査法第2条では、「行政庁の処分に不服がある者」が審査請求をすることができることとされているが、総務省行政管理局の逐条解説によれば、「不服がある者」とは「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」をいうこととされていることから、当該処分によって被虐待者の権利等が侵害されていることが必要となる。なお、行政不服審査法第3条には該当しないことから、処分がなかったことによる不服申し立てはできない。

なお、県から被虐待者に対し、労働局に通報することは伝えるが、労働局の対応結果は伝えないので、労働局の対応について不満を訴えられたことはない。もし被虐待者が不満を訴えた場合は、労働局に直接相談していただくよう案内することとなる。

### ○ 行政不服審査法

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

第3条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

### ○ 行政不服審査法 Q&A（総務省ホームページ）

Q1 どのような場合に不服申立てをすることができますか？

A 次のような場合にすることができます。

[1] 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（許認可の取消し等）に関し不服がある場合

→ 処分についての審査請求をすることができます。

※ なお、個別法に特別の定めがある場合には、審査請求の前に処分庁に対する再調査の請求をすることや、審査請求についての裁決に不服がある場合に再審査請求をすることができる場合があります。

[2] 法令に基づく申請から相当の期間を経過しても、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対し何らの処分をもしないこと）がある場合

→ 不作為についての審査請求をすることができます。